

有効期間満了日 平成34年3月31日
熊生環第1039号
平成30年11月7日

「古物営業法施行規則第15条第3項第5号ニの規定に基づき、書類を指定する件」の制定について（通達）

「古物営業法施行規則の一部を改正する規則」（平成30年国家公安委員会規則第14号。以下「改正規則」という。）が平成30年9月14日に公布、同年10月24日から施行されたことに伴い、「古物営業法施行規則第15条第3項第5号ニの規定に基づき、書類を指定する件」（平成30年国家公安委員会告示第42号。以下「告示」という。）（別添）が同日付けで公布・施行されている。告示の内容及び留意事項は下記のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

1 内容

改正規則による改正後の「古物営業法施行規則」（平成7年国家公安委員会規則第7号）第15条第3項第5号に規定する、非対面取引における相手方の真偽の確認のために用いられる補完書類から除外される書類として、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）第7条第1項に規定する通知カードが指定された。

2 運用上の留意事項

古物商に対し、通知カードにより相手方の真偽の確認を行うことがないよう積極的な周知に努めること。

※ 別添（略）